

## 吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社／会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

(吸収分割承継会社／会社法第801条第3項第2号に定める書面)

2026年9月1日

サワイグループホールディングス株式会社

沢井製薬株式会社

2026 年 9 月 1 日

## 吸収分割に係る事後開示事項

(吸収分割会社) 大阪市淀川区宮原五丁目 2 番 30 号

サワイグループホールディングス株式会社

代表取締役社長 澤井 光郎

(吸収分割承継会社) 大阪市淀川区宮原五丁目 2 番 30 号

沢井製薬株式会社

代表取締役社長 中手 利臣

サワイグループホールディングス株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び沢井製薬株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026 年 6 月 26 日付の会社分割契約（以下「本会社分割契約」といいます。）に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の非アルコール性脂肪肝炎（NASH※）治療アプリ事業に関して有する権利義務を吸収分割会社の完全子会社である吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する、吸収分割会社に係る会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく事前開示事項、並びに、吸収分割承継会社に係る会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく事後開示事項は下記のとおりです。

※NASH: Non-Alcoholic Steatohepatitis / 「MASLD 診療ガイドライン 2026」等において MASH（代謝機能障害関連脂肪肝炎）へと呼称変更されておりますが、治験実施計画書等の表記に基づき「NASH」と記載しております。

## 記

### 1. 本会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 9 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求

本会社分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定に基づき、同条の本会社分割の差止めを行うことができる株主は存在せず、本手続について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本会社分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、同項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

本会社分割に伴う債務の承継は併存的債務引受の方法によるものであるため、吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割会社の債権者は存在しません。従いまして、会社法第 789 条第 1 項第 2 号で規定する異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本会社分割の差止めを請求した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有する特別支配会社

であるため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号に基づき、同条第 1 項の株式買取請求を行うことのできる株主は存在せず、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、吸収分割承継会社の債権者に対し官報及び電子公告にて公告を行いましたが、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本会社分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本会社分割の効力発生日である 2026 年 9 月 1 日をもって、本会社分割契約の定めに従い、吸収分割会社の非アルコール性脂肪肝炎（NASH）治療アプリ事業に関して有する権利義務（雇用契約を除く）を承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産及び負債の額は、以下のとおり（いずれも概算値）です。

承継資産の額：58 百万円

承継負債の額：108 百万円

5. 本会社分割に係る登記をした日

2026 年 9 月 1 日以降遅滞なく会社法第 923 条に規定する変更の登記を申請する予定です。

6. その他本会社分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上